



<目次>

税務》簡易な扶養控除等申告書	P 2
特集》国内出張における日当	P 3
労務》定額減税（年調減税）	P 4

## ～ 相続対策の失敗事例 ～

相続直前で行われた中小企業の株価対策が否認された事例です。対策前の株価は約34億円でした。銀行が紹介した税理士法人から会社が決算期を変更して期末までに配当をすれば、株価は24億円となり5億円の節税になるとの提案を受けました。その後すぐに相続が発生し相続人は対策後の24億円で相続税の申告をしました。

決算期の変更は株主総会によって決定されますが、大株主である被相続人は入院中で容態も芳しくない状態でした。銀行は、顧客管理システムによって様々な履歴を残すことになっています。国税当局が銀行の顧客管理システムの確認をしたところ、そこには税理士法人を紹介した日や、相続人への決算期変更と配当により株価が下がる提案などの記録が残されていました。そして、株主総会の日付は銀行が税理士法人を紹介した日よりも前になっていました。納税者は税理士法人を紹介される前から決算期変更は決まっていたと主張しましたが、国はその主張を退けました。

決算期の変更や配当そのものに瑕疵はなかったのですが、実際に株主総会が開かれた形跡がなく、書類がバックデートで作成されたことが発覚してしまいました。このような省略した手続きは、時に大きなリスクを生じさせることとなります。



# 簡易な扶養控除等申告書

労務記事でも紹介していますが、定額減税などの改正に合わせ、年末調整関係書類の一部が変更されました。今回の変更点のうち、「簡易な申告書」について、ご紹介いたします。

## ★ 概要 ★

「扶養控除等申告書」に記載すべき事項が、**前年に提出した「扶養控除等(異動)申告書」に記載した事項から異動がない場合**に、勤務先の指示の下、本来記載すべき事項に代えて、**異動がない旨を記載した「扶養控除等申告書」**を提出することができます。これを「簡易な申告書」といい、令和7年分から適用されます。

## ★ 記載事項 ★

「簡易な申告書」の記載事項は、**①申告者の氏名・個人番号・住所又は居所**、**②前年から異動がない旨**で、他は記載する必要がありません。

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) ヤマカワ タロウ あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 年 月 日	扶養親族の氏名	あなたの生年月日 年 月 日	あなたの性別	あなたの住所 又は居所 〒000-0000 〇〇市××町23-7	配偶者の有無 有・無	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>扶</b> ② 前年から異動なし         </div>
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	あなたの住所 又は居所						
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)								

## ★ 添付書類 ★

勤労学生控除の適用を受けるための証明書類や国外居住親族について扶養控除等を受けるための各種証明書類は、「簡易な申告書」を提出していても、別途提出又は提示する必要があります。

## ★ 「簡易な申告書」が提出できないケース ★

本人や源泉控除対象配偶者・扶養親族などについて、**氏名・個人番号・住所又は居所、各種控除の該当・非該当、年齢変動による控除区分、国外居住親族の扶養控除適用要件区分などに変動があった場合**は、異動があるために「簡易な申告書」は提出できず、記載すべき事項を全て記載した「扶養控除等申告書」の提出が必要になります。

### <ケース1:所得の見積額が変動した場合>

- ① 源泉控除対象配偶者の所得の見積額:令和6年70万円 ⇒ 令和7年100万円
  - ・95万円超となったため、控除対象配偶者から除かれます(異動あり)
  - ・令和7年も95万円以下であれば、異動がないものとして取り扱うことができます
- ② 扶養親族の所得の見積額:令和6年30万円 ⇒ 令和7年50万円
  - ・48万円超となったため、扶養親族から除かれます(異動あり)
  - ・令和7年も48万円以下であれば、異動がないものとして取り扱うことができます

### <ケース2:年齢の変動により控除区分が変動した場合>

- ① 扶養親族(平成21年3月3日生):令和6年15歳 ⇒ 令和7年16歳(控除対象)
  - ・16歳となったため、控除対象扶養親族に該当します(異動あり)
- ② 控除対象扶養親族(平成18年5月5日生):令和6年18歳 ⇒ 令和7年19歳
  - ・19歳となったため、特定扶養親族に該当します(異動あり)
- ③ 控除対象扶養親族(平成14年7月7日生):令和6年22歳 ⇒ 令和7年23歳
  - ・23歳となったため、特定扶養親族から外れます(異動あり)
- ④ 控除対象扶養親族(昭和30年9月9日生):令和6年69歳 ⇒ 令和7年70歳
  - ・70歳となったため、老人扶養親族に該当します(異動あり)

この他にも色々なケースがあると思いますので、詳細は弊社担当者までお問い合わせください。

(作成:今井聡子)

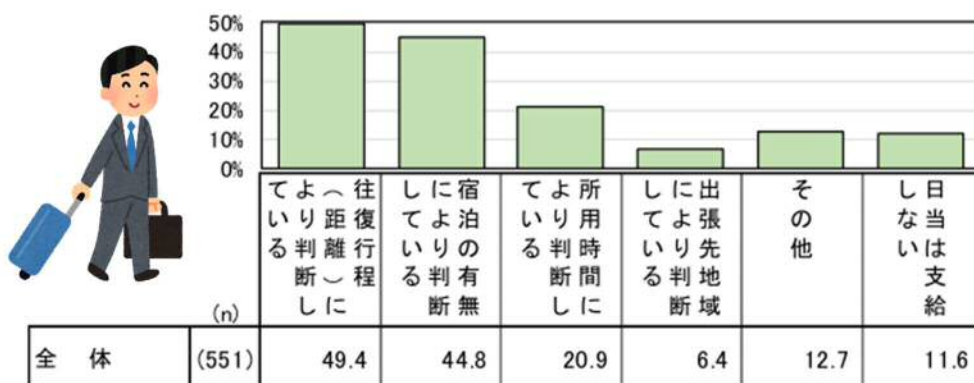


## 国内出張における日当

今年6月に財務省より「旅費等実態調査(民間企業の旅費規程等に関する実態調査)」(※)の結果が公表されました。日当を支給する企業では、自社の支給額の見直し材料にされてははいかがでしょうか。

### ➤ 支給要件

調査結果から、国内出張における日当の支給要件をまとめると次のとおりです。



「往復行程(距離)により判断している」が49.4%でほぼ5割に達します。次いで、「宿泊の有無により判断している」が44.8%でほぼ4割台半ばに達します。この二つを要件としている企業が多い状況で、回答企業の

9割近くが日当を支給しています。「日当は支給しない」が11.6%と1割を超えています。

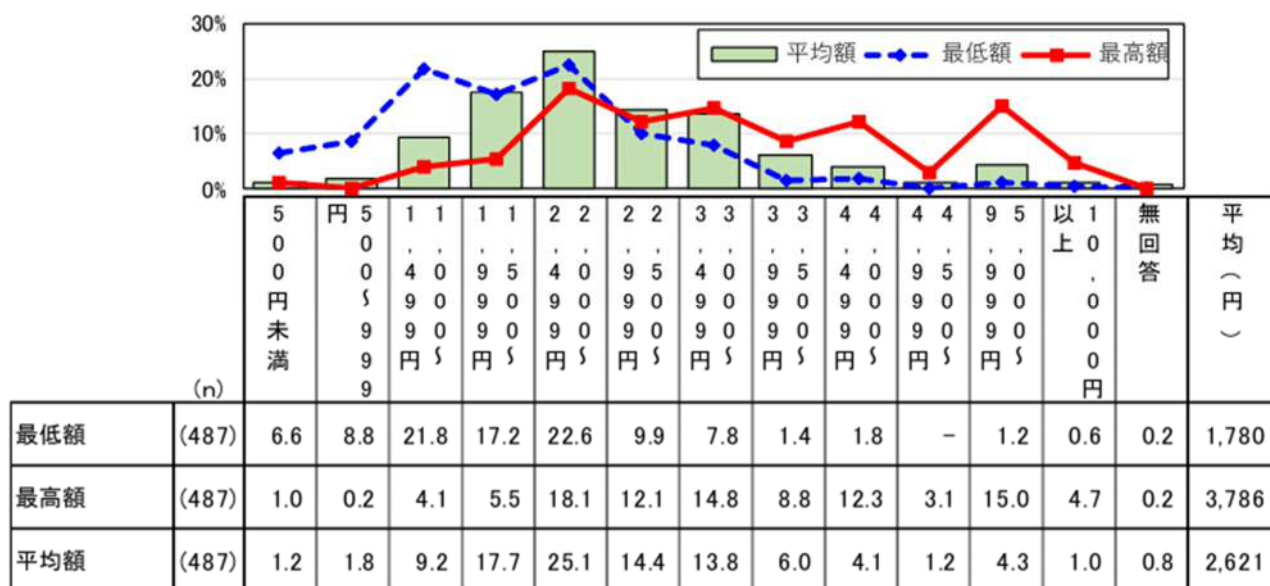
### ➤ 支給額

日当の支給額は次のとおりです。

最低額：「2,000～2,499円」が22.6%と最も多く、「1,000～1,499円」も21.8%と20%を超え、「1,500～1,999円」も17.2%で、合計すると6割を超えました。平均は1,780円です。

最高額：「2,000～2,499円」が18.1%で最も多く、「5,000～9,999円」が15.0%と多くなり、最低額に比べると金額の差が大きくなっていることがわかります。平均は3,786円です。

平均額：「2,000～2,499円」が25.1%と全体の4分の1に達し、次いで、「1,500～1,999円」が17.7%で、「1,500～3,499円」の間で全体の7割となっています。平均は2,621円です。



(※)財務省「[旅費等実態調査\(民間企業の旅費規程等に関する実態調査\)](#)」

2024年6月に公表されました。旅費規程等(国内出張、国内赴任、海外出張、海外赴任等)を有する民間企業(上場企業)3,000社を対象に、2023年6月～7月に行われたアンケート調査です。有効回収数は551件です。集計は、四捨五入の関係で100%にならない部分があります。



## ～ 定額減税（年調減税） ～



定額減税では「月次減税」と「年調減税」という2つの方法が用意されています。

月次減税は、令和6年6月1日の在職者に対して、6月1日以後に最初に支払う給与又は賞与から控除する方法です。それに対し、年調減税は、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額と精算を行うものです。

例えば、月次減税開始後に扶養家族や、同一生計配偶者の増減があった等の理由により減税額が変動する場合や6月2日以降に入社された方については年調減税にて精算が行われます。

### ◆対象者◆

年末調整の対象である居住者で、令和6年の合計所得金額が1,805万円以下の方です。（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下である方）

### ◆年末調整書類の様式の変更◆

基礎控除申告書（一部抜粋）

○ 控除額の計算 ↓		定額減税対象	区分1
判	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A) <input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B) <input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C) <input type="checkbox"/> 1,000万円超 1,805万円以下 (D)		
定	<input type="checkbox"/> 1,805万円超 2,400万円以下 <input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下 <input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	48万円 32万円 16万円	本人定額減税対象 <input type="checkbox"/>

配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書（一部抜粋）

分Ⅱ					配偶者控除の額	
所得金額の見積額(①と②の合計額)（※印の金額）					円	
120万円以下	111万円以下	100万円以下	100万円以下	100万円以下	円	
21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	円	
14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	円	
7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	円	

本人と配偶者が定額減税の対象であることを申告するためにチェック欄が設けられました。

### ◆控除額◆

年調減税額の控除は住宅ローン控除後の所得税額から、その住宅ローン控除後の所得税額を限度に行います。令和6年分の所得税額から定額減税額を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。

（作成：福田恭子）



## — 高熱隧道 —

著者：吉村 昭 発行：新潮社



黒部宇奈月キャニオンルート(黒部峡谷・樺平～黒部ダム)の開通が、今年から来年以降に延期になりました。

ご紹介するのはこのルートが舞台となる、黒部ダム下流にあたる仙人谷ダム・黒部川第三発電所建設工事(昭和11年8月着工、昭和15年11月完工)の記録文学です。人間の侵入を拒み続けた峻険な峡谷の、岩盤最高温度165度という高熱地帯に、隧道(トンネル)を掘鑿する難工事で、犠牲者は300余名を数えたといわれます。トンネル貫通への情熱にとり憑かれた男たちの執念と、予測もつかぬ大自然の猛威とが対決する異様な時空を、綿密な取材と調査で再現して、極限状況における人間の姿を描破しています。

「旧日電歩道」と呼ばれる下ノ廊下の厳しさを知る登山をされる方をはじめ、初めて聞く方も、この新しい観光ルートを楽しむ前に読んでみると感慨深いものになるでしょう。

## — 編集後記 —

今年は、10月になっても記録的な夏日が続きました。

「一雨一度」の言葉通り、雨が降るたびに気温が一度下がるという意味ですが、早く秋らしくなってほしいものです。

今年の紅葉はあまり綺麗とも言えなかっただけに、今年は綺麗に色づくことを願ってしまいます。

色づきの予測には、日中の天気・昼と夜の寒暖差・空気中の水分の3つの気象条件がポイント。明け方の最低気温が6～7度位になると始まり、その約20～25日後が見頃らしいです。（平野順子）